

富岡次郎著

『現代イギリスの移民労働者』

——イギリス資本主義と人種差別——

中 山 章

著者がいうには、「イギリスにおいても移民労働者研究が注目されるようになったのは、カレード移民が大挙してイギリスに渡来した一九六〇年代からであった」。このように現代イギリスの移民労働者に関する研究は日が浅く、そして我が国においては、そうした研究はほとんどないといっても過言ではないようだ。したがって本書は、我が国における現代イギリス移民労働者に関する初めてのまとまった研究であるといえよう。とはいえ、本書では、一二世紀にまでさかのぼって諸外国からのイギリスへの移住がふれられ、一九世紀のアイルランド系移民に関しては、二つの章に分けて論じられている。それゆえ本書は、イギリスの移民労働者の通史にもなっているといえる。

さて本書の構成は次のようになっている。

- 第一章 イギリスへの移住の歴史的概観
- 第二章 現代イギリスにおける移民の人口と地理的分布
- 第三章 アイルランド系移民とイギリス産業革命

- 第四章 アイルランド系移民に対する人種差別
 - 第五章 イギリスにおけるヨーロッパ志願労働者
 - 第六章 西インド諸島系移民
 - 第七章 移民の雇用問題
 - 第八章 イギリス労働組合の人種政策
 - 第九章 ノッティンガム・ノッティングヒル騷擾
 - 第一〇章 人種産業争議
 - 第十一章 グランウィック社大争議
 - 第十二章 イースト・エンド都市人種騷擾
 - 第十三章 IRA闘争とブリックストン騷擾
- この本書の構成において、第三章と第四章では、すでにみたように、一九世紀のアイルランド人移民がとりあげられ、第五章からの諸章で、文字通り現代イギリスの移民労働者が扱かわれている。そして第五章では、ヨーロッパ白人労働者のイギリスへの導入とその諸結果が叙述されていて、現代イギリスの移民労働者として最も重大な問題になっている、主として西インド諸島、インド、パキスタンなどの新英連邦からのカレード移民（黒人と黄色人を含めた有色人種の移民）は、第六章以下の諸章で論じられている。ただし終章のIRA闘争だけは、アイルランド人による闘争であるので、カレード移民の問題にふくめることはできない。このカレード移民の諸問題を扱っている諸章のうちで、第八章以降の諸章では、都市人種騷擾と人種産業争議の二つの問題がとりあげられているが、しかし章別編成では、それらは年代順にとりあげられているので、この二つの問題は、それぞれ一つにまとめた形では論じられていない。そこでここでは、(一)アイルランド

系移民、(二)ヨーロッパ志願労働者、(三)カラード移民、(四)都市人種騷擾、(五)労働組合の人種政策、(六)人種産業闘争の六つに分けて、本書の内容についてみていきたいと思います。

なお、評者は、イギリスの移民労働者の問題については全くの門外漢であって、一九世紀アイルランド移民以外の本書の内容に関しては、その多くを本書によって始めて知ることのできたものである。それゆえ評者には、本書を適確に批評する力量はないが、現代イギリス移民労働をひとつのまとまった形で論じたものは、我が国においては本書が始めてであるので、その内容を紹介するだけでも、一定の意味があるのではないかと思われる。

(一) アイルランド系移民に関しては、まずアイルランド人口の推移、アイルランド人の海外への移住の規模、アイルランド人移民の年齢分布とこれらの移住前の職業が統計的に明らかにされ、そのうえでアイルランド人のイギリスへの移住の規模が統計的に示されている。ついでイギリスにおけるアイルランド系移民の地理的分布が統計的に分析され、一九世紀前半からは、ランカンアの木綿工業地帯、クライド・サイドの鉄鋼業地帯と首都圏に集中し、一九世紀中葉からはミッドランド西部の鉄鋼・石炭・金属工業地帯、さらにイングリランド北部やウェールズ南部の炭坑地帯へも押し寄せ、そして一八七〇年代に大不況が始まると、大都市に集中する傾向を保持しながら、イギリス全土に拡散していったことが明らかにされている。またアイルランド系移民は、第一に季節収穫人として農業に（かれらは厳密な意味では移民ではないが、毎年定期的に渡ってきて数か月間農業労働に従事し、イギリ

ス農業革命に重要な労働力を提供したので一種の移民として検討されている）、第二に木綿、鉄鋼、石炭、金属工業に、第三に建築業、鉄道・運河・港湾の建設、運輸、荷上げなどに、そして第四に行商や家事手伝いに従事し、総じて不熟練労働者として働いたことが示されている。そして「イギリス産業革命の繁栄によってその経済を根底から破壊されたアイルランド労働者は貧窮し、職を求めてイギリスへ移住することを余儀なくされ、そしてイギリスで不熟練労働者としてその産業革命の底辺を支えることになった」と結論されている。

ただここでは、アイルランド人がイギリスへの移住を余儀なくされた必然性については論述されてはおらず、その点はいわば自明の前提とされている。だがアイルランド経済がイギリス産業革命の繁栄によって破壊され、アイルランド労働者が貧窮化し、イギリスへの移住を余儀なくされた過程は、ぜひ知りたいと思われる。そしてまた、アイルランド系移民の地理的・産業別分布を本書によって知ると、その分布がイギリス産業革命の具体的展開のもとでどのように形成されたのか、また、イギリス産業革命の具体的展開にともなう、イギリス人労働者も含んだ、産業別・職業別にみた労働市場の展開のもとでアイルランド系移民はどのように位置付けされるのか、ということ、さらに知りたく思う。

ところでアイルランド系移民に対する差別として、本書では、まず地方政府の敵意がとりあげられ、失業者の増大のもとのアイルランド系移民の被救恤民数のより大きな増加と、一九世紀前半の伝染病の頻発のもとのかれらの伝染病患者のより大きな増

加、そして地方政府の救貧税負担と伝染病の頻発にともなう財政負担の増大の結果、地方政府がアイルランド人の移住を制限し、救済を必要とする人びとをアイルランドに送還したことが述べられている。ついで、一八三〇年代の不景気にともなう失業者の増加がイギリス人労働者のアイルランド系移民に対する対立を生み、特にそれは鉄道工夫の間で激しく、また道路と運河の建設工事に関連して、失業中のイギリス人労働者のアイルランド系移民に対する反感が強まったことなどがふれられている。さらに、カトリック教徒アイルランド系移民に対するプロテスタント・イギリス人の攻撃がとりあげられ、次のようなことが説明されている。一七七八年のカトリック教徒に対する刑罰法の一部廃止とアイルランド経済へのイギリス重商主義の譲歩の結果としての一七八〇年のゴードン暴動、一八二八年の審査律の廃止と翌年のカトリック教徒解放法にともなう反カトリック教の戦鬪的集団、オレンジ・メンの強化と、それに対するアイルランド系移民のグリーン・グループとしての結集、一八五〇年のローマ教皇によるイギリスにおけるカトリック教聖職者階層制度の復活によるオレンジ対グリーンの衝突の激化、一八六〇年代におけるアイルランド独立運動を推進するために台頭してきたフェニアン主義に対するカトリック教会の反対の結果としてのオレンジ対グリーンの対立の複雑さ、そして一八七〇年代のアイルランド自治運動の活発化にともなうオレンジ・メンのアイルランド系カトリック教徒に対する襲撃。こうしたことに関する叙述から、イギリス人による人種差別に対するアイルランド系移民の抵抗を知ることができるが、終章では、一九三九年に始まり現在に至るまで続いているIRA（アイルラ

ンド共和国軍）の対英爆弾闘争がとりあげられている。

(二) ヨーロッパ志願労働者は、本書に依れば、第二次大戦末期から戦後にかけてのイギリスの主要な産業の労働力不足に対処すべく、イギリス政府が海外からの移住を奨励する政策を展開して導入したヨーロッパ白人労働者である。こうした政策は、一九四六年から四九年にかけて、いくつかの計画として具体化され、五年まで展開されたが、まず、それぞれの計画に基づいて、どのような人びとがどこから導入され、どのような産業・仕事についたかが明らかにされている。バルト白鳥ひな計画では、ドイツのイギリス占領区のバルト諸国の婦人が結核療養所、一般病院で、家事手伝い、看護婦として採用され、西方行計画では、ドイツとオーストリアの占領区、さらにイギリス占領区以外から、バルト三国とウクライナの男女、ユーゴスラヴィア人、チエコスロヴァキア人、ズデーデンのドイツ系住民の婦人、ポーランド人婦人が、農業、石炭業、鉄鋼業、鉄鋳造業、れんが製造業、繊維製造業などに導入された。青きダニューブ計画では、オーストリアの独身婦人が主として繊維工業労働者、また看護婦見習として、北海計画では、イギリス占領区の独身ドイツ婦人が病院・ホステル・個人の家庭での家事手伝い、繊維労働者、看護婦見習として採用され、そして公式イタリア人計画では、イタリア婦人が木綿工業、毛織物工業、ゴム工業、製陶業に、さらに精神病・結核の病院・療養所での家事手伝いとして導入された。これらの計画のうちバルト白鳥ひな計画と西方行計画以外の諸計画による採用者は、短期間雇われた通常の外国人労働者であり、難民ではなかったが、

ヨーロッパ志願労働者計画の主な目的は、あくまでも難民の雇用であり、したがってそれは、戦後復興期に労働力不足の重要産業に労働力を供給すること、そして難民問題の解決に寄与することを目的とするものであったという。

そして、イギリス政府は、イギリスの人手不足の諸産業、つまりイギリス人労働者が敬遠した諸産業に志願労働者を強制的に就労させ、かれらに一定期間、実質的に三年間労働省の許可なく職をかえる自由を与えず、したがって「これは一種の強制労働であった」として、イギリス政府によるその差別的扱いが強調されている。同様に労働組合による差別についても、次のように強調されている。労働組合は、志願労働者の雇用条件に関する労資間協議の必要を主張し、その協議は四〇近くの産業で行なわれたが、その結果としての労資協定の内容は、人手不足の場合にのみ外国人労働者を雇うこと、もし人員過剰になれば、まず外国人を解雇すること、外国人の労働条件が労資協定の最低の基準であること、あるいは、一つの部門で外国人労働者の数が全従業員に対して一定の比率を越えるべきでないこと、熟練職種における難民の雇用と昇進について、イギリス人と難民を平等に扱うべきではないことといったことであった。

ところで、イギリス政府はヨーロッパ志願労働をイギリスで一定期間働かせることを目的とし、かれらを定住させることを意図していなかったが、ヨーロッパ志願労働者の約七〇％はイギリスに定住することになったことが明らかにされている。しかし本書でのヨーロッパ志願労働者についての以上の分析は、一九五〇年代初頭までの時期に限られている。だが、その大方がイギリスに

定住し、さらに本書に依って、イギリスに帰化したものは少数で、大部分は「あくまでも外国人移民としてイギリスにとどまった」であり、イギリス社会に容易に同化しなかった」ということを知るとき、かれらのその後の実態、つまりかれらは依然として差別的扱いを受けているのか、受けているとすれば、どのような形でどの程度に受けているかということを知りたく思う。とくに、のちにみるようなカラード移民に対する人種差別的実態が明らかにされると、なおのことその感を深くする。

(三) カラードのイギリスへの流入とそこでの労働者・居住者としての配置の実態については、主として西インド諸島系移民に焦点が当てられ、人口統計的に、ジャマイカが英領となった一七世紀中葉から、ジャマイカを中心とする西インド諸島への移住と、一九世紀以降の西インド諸島から諸外国への移住が検討されたうえで、第二次大戦中からのイギリスへの西インド諸島系住民の大規模な流入が分析されている。そしてイギリスへのこの移民を促した要因として、西インド諸島における慢性的な人口重症、経済の不振、失業が指摘されたうえで、イギリスにおける戦闘員増強と労働力需要の要求が、その要因として最も強く作用していたことが強調され、労働力不足の代表的な例である交通・運輸産業と医療産業で、イギリス鉄道局、ロンドン交通局、そして国民健康保健制度が、バルバドスとジャマイカで労働者を現地採用したことが述べられている。しかしイギリス政府は、六二年から英連邦移民法の制定を始めとする諸措置によってカラードの移住の制限をはかったが、英連邦移民法制定前に西インド諸島からの駆け

込み移住が急増し、その制定以後も、被扶養家族の入国規制を行なった六九年まで、被扶養家族の入国が高いレベルで続いたことが明らかにされている。また、イギリスの失業者数と西インド諸島からの入国者数は「逆相関関係」にあったことが示されている。

そして西インド諸島系、インド系、そしてパキスタン系のイギリス三大カレード移民は大都市に集中する傾向にあること、ついで西インド諸島系移民のイギリスにおける居住地動向の分析を通じて、かれらは人口が減少しつつある大都市に一層多く定住し、逆に人口が増大しつつある中位の都市ではその定住は少ないこと、それは、かれらがイギリス人が捨て去った都市の古い荒廃した家屋に住むようになったからであることが明らかにされている。したがって「大都市の都心におけるカレード移民の存在はその地の衰退の原因ではなくて、衰退の結果によるものであり、それゆえイギリス人とカレード移民は、住宅に関して「競合関係にあったのではなく、むしろ補完関係にあった」ことが強調されている。さらに西インド諸島系移民は「労働力需要の少ない地方を避け、ついで首都・南東部を除く需要最強の地方もやや敬遠し、需要中位の地方へ最も多くなだれこんだ」こと、労働力不足の戦後復興景気の時期、イギリス人と白人移民は非成長産業から成長産業へ移り、西インド諸島系移民は、鉄道・道路旅客サービス、ゴム工業などに代表される労働力不足をきたした非成長産業で職を得たことが明らかにされて、雇用面においてもイギリス人とカレード移民は「競合関係にあるのではなく、むしろ補完関係にあった」ことが強調されている。しかしイギリス経済が沈滞すると、その

補完関係は崩れ、カレード移民は、「雇用は最後、解雇は最初」の状況のもとにおかれ、六〇年代後半からかれらの失業者は急増することになったことが指摘されている。

以上のように、われわれは、西インド諸島系カレードのイギリスへの流入とそこでのかれらの地理的・産業別分布について大いに教えられるのであるが、ここでも、アイルランド系移民の分析におけると同じように、イギリスへの西インド諸島系カレードの流入の必然性の具体的分析は課題とはされていない。しかし、西インド諸島からの「この大規模な移民は十七世紀以来のイギリス植民地支配によるひどい収奪の一つのついでではなかったか」という著者の言葉を聞くと、このカレードがイギリスへの流入を余儀なくされた過程を具体的に知りたいという気持ちにかられる。また、かれらの地理的・産業別分布の実態を知ると、その背景となる、戦後のイギリスの人口の地理的分布の変化と経済構造の変化の具体的過程がどのように展開され、それらの関係がどのようにになっているのかという関心がわいてくる。

ところで一九六五年の人種関係法は公共の場所における皮膚の色、人種、種族、あるいは民族的血統を理由とした差別を違法としたが、雇用、住宅、商業サービスの分野を除外し、この除外された分野での差別が禁止されるのは、六八年の改正法によってであった。本書では、カレード労働者に対する差別についてはまず、一九六六年・六七年に英連邦移民全国委員会と人種関係局の依頼で民間の調査機関「政治経済計画」が、六五年法から除外された分野における人種差別を調査してまとめた報告と、さらに同機関が七四年に公にした同様の報告の分析を通じて、六八年の法改正

以前には、雇用において人種差別が一般的に認められ、白人移民よりカラード移民が、カラード移民のなかではアジア系の黄色人より西インド諸島系の黒人の方がより強く差別され、法改正以後は、「差別の表現が変っただけで、差別のやり方は一層隠微になっただけである」ことが明らかにされている。ついで八二年の厳しい就職難のもとで、カラード移民のなかでも若者の就職が一層困難で、それは「皮膚の色による差別」であること、そしてカラードの採用差別についての雇用者の言い分の基底には、「皮膚の色への差別意識が根深くあった」ことが分析されている。

なお、すでにみたところの、西インド諸島系カラードの地理的・産業別分布は、人種差別の実態を示すものであるが、本書ではさらに、一九五〇年代に大量に移住してきたカラード移民一般を分析の対象にして、かれらは最低の賃金水準で雇用され、半・不熟練筋肉労働に多く集中し、かれらのなかでは西インド諸島系黒人の方がインド・パキスタン系移民よりも下位の範疇に集中したが、こうした職種は、イギリス経済における厳しい労働力不足のためにイギリス人が忌避した職種で、したがってイギリス人白人とカラード移民労働者は労働市場で競合しなかったことが明らかにされ、移住制限後もその傾向が変らなかったことが、職業熟練度レベル分布と職種分布の分析を通じて確認されている。しかしこの点では、イギリス経済が沈滞すると、この補充関係が崩れるという、すでにみた指摘を思い起す必要がある。さらに移住者が移住前の職業よりも下位の職業にしかつかなかったこと、昇進においても、イギリス人白人がカラードの下で働くことを嫌ったがゆえに人種差別がなされたこと、カラード移民の賃金水準はすべ

て職業熟練度レベルにおいて白人の水準よりも低いこと、そして総失業者が上昇すると、カラードの失業者の増加率は総失業者のそれよりもはるかに大きく上昇することが分析されている。

このように雇用面での人種差別が分析され、著者の強調するところの、イギリス人とカラード移民による労働市場の二重構造が明らかにされているが、さらに興味深いのは、雇用面で白人移民よりもカラード移民が、カラード移民のなかではアジア系黄色人よりも西インド諸島系黒人の方が強く差別されているという指摘である。この指摘から、白人移民も雇用面で一定の差別的扱いをうけたことをうかがい知ることができ、こうして、ヨーロッパ志願労働者が一九五〇年代後半以降においても差別されていたかどうかという、先にふれた疑問にも一定の解答が与えられる。同時に、移民労働者に限ってみた労働市場においても、それが皮膚の色がちがいによる三重構造を成して、人種差別は重層的構造となっていることを知ることができる。

四 都市人種騒擾については、一九五八年のノッティンガム騒擾、五九年のノッティンガムヒル騒擾とノース・ケンジントンのケンスル・ニュータウンでのホワイト・サンデー殺人事件、七八年に頂点に達したイースト・エンドの騒擾、そして一九八一年と八五年のブリクストン騒擾の経過が具体的かつ詳細に跡づけられている。そしてブリクストン騒擾以外の騒擾については、ノッティンガム騒擾、ノッティンガムヒル騒擾、ホワイト・サンデー殺人事件の場合には、西インド諸島系の黒人移民に対して、またイースト・エンド騒擾の場合には、インド亜大陸系移民に対して、

白人の執拗な攻撃がなされ、それらがある時点でクライマックスに達し、都市人種騒擾となり、その際あらゆる形態の暴力がカラーードに対してなされたことが明らかにされている。同時にこれらの人種騒擾における人種主義組織の活動がとりあげられ、次のように結論づけられている。「イギリス人のなかには人種差別の感情が根強く存続している。イギリス人支配階級はカラーードを収奪し利用するため、人種主義を温存してきた。人種主義は支配階級によるカラーード搾取を正当化するため、カラーードを劣等として位置付けた社会的態度である。それはカラーードの賃金を低く抑さえ、劣悪な労働条件を維持し、資本の利潤を押しあげ、労働者の運動を分裂させるため、使われてきた。イギリス植民地支配のこのような歴史的遺産がイギリス民衆のなかにまで浸透し、カラーードへの偏見として続いてきたわけである。国民戦線などの人種主義者はその先棒を担っているわけである」。

そしてまた、人種主義的なイギリス人白人の攻撃に対するカラーード移民の組織的対応が跡づけられているが、西インド諸島系移民のそれについては、五八年の人種騒擾と五九年の黒人殺害以来の人種統合を求める組織の活動の大部分は分散的で、あまり成果を上げるにはいたらないが、「自らを守るための自衛組織形成の基盤となった」がゆえに、「移民たちが騒擾のあと自分たちの組織を自らの手で設立・強化したことは意義あることであった」と述べられている。しかし六八年アメリカで「私たちは自由を欲し、黒人社会の運命を決める力を欲する」という綱領をもつブラック・パンサーの運動が、同年ブリックストンでも開始され、黒人対警官の闘いが展開され、八一年と八五年にはこうした闘いが暴動

になって人種騒擾となったことが叙述されて、イギリス白人に対するカラーードの急進的な反撃が開始されたことが示されている。したがってこのブリックストン騒擾は、イギリス人白人がカラーードを襲って引き起した従来の人種騒擾とは明らかにその性質を異にしたものであることがわかる。

このような人種騒擾が、人種差別の最も極端な形で噴出であることはいうまでもなからうが、ではカラーードを襲撃したイギリス人白人とはどのような人びとであったのだろうか。暴徒と化した集団はすべての階層の人びとを網羅していたのであろうか。それとも特定の階層、あるいは集団の人びとからなっていたのであろうか。本書では、ノッティンガム騒擾ではティディボーイと呼ばれる非行青少年によるカラーード襲撃がその主要な原因とされ、ノッティンガム騒擾では、青少年によるいわゆる「黒ん坊狩り」があり、その参加者数が次第に増大し、カラーード居住区周辺に住む白人の反カラーード感情がかき立てられたといわれ、また、イースト・エンドにおける七六年から七八年の人種騒擾に至る過程でのカラーード移民に対する襲撃の具体的事例のいくつかでは、その襲撃の中心となったのが青少年であったことが示されている。と同時に、六〇年代前半からイースト・エンドでその勢力を伸張させた人種主義組織の国民戦線の党員の大部分は本来、熟練労働者と中産階級の下層であったが、疎外されているイギリス人若者からも共感を得るようになったということが指摘されている。したがって、こうした指摘から、カラーード移民に対するイギリス白人の襲撃としての人種騒擾の主体となったのは、疎外された青少年、それに熟練労働者と中産階級の下層の人びとではなからうか

と推察されうる。そして以上のような指摘と、五八年のノッティンガム騒擾と五九年のノッティングヒル騒擾の背景には五七―五八年の不景気があったという指摘、そしてすでにふれたところの不景気にもなう雇用面でのイギリス人労働者とカラード移民の補充関係の崩壊という指摘とを合わせて考察してみると、人種騒擾に参加した熟練労働者と中産階級の下層の人びとは、なかでも不景気になると半・不熟練労働者の地位に落ち込み、ないしはその危険性を多分に有している、カラード周辺地区に居住する、いかなればイギリス人社会のどちらかといえば底辺部に位置する人びとではないかと思われる。

もしそうであれば、人種騒擾を引き起したイギリス人白人は、イギリス人社会にあっては最も強くイギリス資本主義の矛盾に身を曝された人びとで、かれらは、本質的にはそこから生じてくる怒りを、イギリス人のなかに根強くある人種差別の感情に触発されて、カラード移民に向けたといえるかもしれない。そのように考えると、カラード移民は、イギリス人支配階級にとっては、搾取・収奪の対象となるだけでなく、またその支配体制を維持するうえでの安全弁となっていると考えられるかもしれない。しかしそうした推察が正しいかどうかは、人種騒擾に参加したイギリス人白人についてのより具体的分析、イギリス人白人のなかに根強くある人種差別の感情が人種騒擾という形で表現されるメカニズムの解明をまわって、はじめて確定されることになるのであろう。そしてその際には、イギリス人白人と移民労働者から成るイギリス社会の階級的・階層的編成を、人口の地理的分布をはじめとする、さまざまな側面から具体的に明らかにせねばなるまい。本書

は、そうした関心を評者に強くいだかせるのである。

(四) 著者は、イギリス労働史研究で移民問題がとりあげられてこなかったことを、つぎのように厳しく批判する。「これまで、わが国およびイギリスにおけるイギリス労働運動史研究者が人種問題の視点からイギリス労働運動史を扱ったことは皆無に近い。労働運動史研究者には人種問題についての研究視角が欠落していたといわなければならない。これはこの研究における重大な欠陥である。移民がイギリス経済の底辺を支えているのであるから、組合民主主義を標ぼうする組合運動の研究に移民問題を無視することができないはずである。移民に対する雇用差別に目を閉じている限り、真の組合研究とはいえない。移民がイギリス社会では少数派にすぎないから、採り上げる必要はないという論理は許されない。これは労働運動研究者の研究姿勢にかかわる問題である。労働運動史研究において、人種差別問題を無視すること自体がこの研究における人種差別であると思う」。このように糾弾にも近い厳しい批判にもとづいて、イギリス労働組合の第二次大戦後の人種政策の変遷が、TUC、労働組合全国本部、そしてその地方支部それぞれのレベルで跡づけられている。

まずTUCの人種政策は七四年までは消極的なものでしかなかったことが、次の諸点を明らかにすることによって結論されている。すなわち、TUCは五五年の大会で始めて人種問題を取りあげ、人種差別に反対を唱えたが、その真の目的はカラードが安価な労働力源になることを阻止することでしかなく、その後のTUCの基本政策となるのは、移民がイギリスで働く限り、かれらが

イギリス社会へ融合すべきであるとする「社会的融合」政策であり、また、移住の法的制限には、それが産業関係への権力介入につながる恐れがあるので反対したが、連邦諸国が自ら移住を制限することを暗に要求するものであったという。ついで労働組合全国本部の人種政策については、第一に移民の受け入れに制限的または否定的態度をとったもの、第二に政策として人種差別反対を唱えながら、実際には人種差別をしたもの、そして第三に真剣に人種差別反対に取り組んだものそれぞれが検討され、第二のものが一般的であったこと、そして労働組合地方支部のそれについては、カラードを好意的に受け入れた支部は少数でしかなく、多くの組合支部は、白人平組合員の圧力に押されて、カラードの採用増募、昇進に反対し、カラ・バーさえ認め、カラードに冷淡であったことが明らかにされている。

このように、労働組合においては、全国組織のレベルより地方組織のレベルにいくに従って人種差別の傾向が強くなることが明らかにされているが、組合支部における人種政策の分析では、具体的には音楽家組合の支部のほかには、運輸労働者の組合支部のそれがとりあげられている。この点を、すでにみたところの、鉄道、道路旅客サービス、ゴム工業などに代表される非成長産業へのカラードの集中という点と関連させてみると、白人平組合員のなかでも、労働市場の階級編成の底辺部、ないしはそれに近いところの組合員の間で人種差別が最も強かったといえるのではなからうか。がそれはともかくとして、労働組合の人種政策の分析では、最後に、七四年にTUCの人種政策が大転換をとげたことが明らかにされている。すなわち、次にみることになる人種産業争

議、それに伴うTUCの人種政策に対する組合内部からの批判の聲の高まり、そしてネオ・ファシズムとみなされる人種主義組織の活動の成長に対する組合員の不安のゆえに、TUCの総評議会が、組合が人種差別に精力的に反対しなければならぬこと、人種差別主義者に対し積極的に抗議行動をおこなうだけでなく、組合内部に存在する人種差別と闘う必要があることを認め、TUCの人種政策を移民の「社会的融合」から「平等の機会」へと転換したのであるという。そうであれば、その後の、カラード労働者との関係での労働組合運動の展開はどうであったのだろうかという関心が生じてくるが、そのような関心は、人種産業争議の分析において一定程度こたえられている。

④ 人種産業争議は、六〇年代に入ってから続発し始めるが、本書では、カラード移民労働者のみによる争議としての人種産業争議がとりあげられ、その、おそらく代表的ないくつかの例が考察されている。それらの核心的内容となる部分を紹介してみると、次のようになる。ウルフ社ゴム工場では、運輸・一般労働者組合(TGWU)傘下の、主としてインド系移民からなるカラード移民のみの組合が、六四年、カラード移民の解雇に反対してストライキを行ない、その際TGWUはこの争議に産業的援助を与えることと約束したが、公認はしなかった。コートオールズ・レッド・スカー紡績工場では、経営者とTGWUによって合意された、労働強化を強いる協定に反対して、六五年、アジア系と西インド諸島の移民のみがストライキに入ったが、TGWU支部はこのストライキを「人種争議」と非難し、公認しなかった。マンスフイー

ルド下着製造工場では、白人編み工によるインド系労働者に対する差別的対応があるなかで、七二年、アジア系労働者が賃上げと昇進機会の改善を求めてストライキに入り、この争議を認めようとしなかった全国ニットウェア労働者組合から実力でこの争議の承認をかちとった。そしてインペリアル・タイプライター社では、七四年、アジア系移民が、会社による労資協定を無視しての労働強化に反対してストライキに入ったが、ショップ・スチュアード選出でカレード労働者を差別してきたTGWUの支部はこのストライキを公認せず、そしてTGWU全国本部は政府とともにこのストライキに介入し、組合支部による紛争解決の失敗とショップ・スチュアード選出に関する人種差別についてのカレード労働者の不平を認め、組合による内部調査をすることを声明したが、ストライキ手当の給付は認めなかった。

このように、以上の争議ではカレード移民は、労働組合の消極的、あるいは敵対的態度に直面したが、ミッドランド製造工場の諸争議は、そうした特徴をもちながら、またカレード労働者の闘争が、イギリスの職能別組合の活動を乗りこえて進み、一定の成果をあげたことを示していることが、その争議に関する叙述から知ることができる。この製造工場には、主として熟練労働者から成り、慣習に基づいてこれらの地位を守ろうとした職能別組合である合同機械・鑄造労働者組合(AEF)と、六八年から移民労働者を組織し始めたTGWUが存在しており、六九年からTGWUに結集したカレード労働者が解雇などの慣習による処分などに反対して争議をおこしたが、AEF組合員はこれに反発し、しかし経営者は紛争頻発の原因のひとつが慣習による不十分な手続きに

あると考え、七〇年、TGWUとの間に、紛争処理のための団体交渉を含む労資協定を結んだのである。

以上の人種産業争議は、TUCが人種政策を転換し、人種差別反対に積極的に取り組みはじめた七四年以前に展開されたが、写真現像会社のグランウィック社の全国的に注目された争議は、このTUCの人種政策の転換以後の七六―七七年に行なわれ、明らかに従来争議とは異なった性格のものであることがこの争議の詳細な考察によって明らかにされている。この会社の主体となる労働者はインド系婦人労働者で、とくに超勤時間の長いこと、超勤命令が強引であること、そして超勤命令とその就労までの間隔が短いことに不満をもつかれらは、七六年ストライキをおこし、専門職・管理職・事務職・コンピュータ職員協会(APEX)に、TUCの紹介で加盟した。しかし会社は組合を承認せず、それでAPEXはこの争議を公認し、ストライキ手当を支払い、またTGWU、およびコダックとロンドン空港の労働者の二組合も、この争議への支持を声明した。さらにAPEXは労働組合運動全体から支持を得るため、TUC大会で訴え、経営者がカレード労働者を搾取する反動的雇用者で、したがってこの闘いが人種的産業争議であること、そして人種的に抑圧されたカレード労働者を援助することが重要であることを強調した。そして郵便局労働者組合はこの争議を支援することを約束して、グランウィック社の郵便物をボイコットする闘争を展開し、また、ブレストン労働評議会とTUC総評議会の支援要請のもとで、APEXの指導により、工場の周辺を大衆ピケットで包囲する闘いが展開された。しかしこの争議は、このような過激な直接行動の継続の結果とし

てのTUC、APEX、郵便局労働者組合の指導層の後退と妥協のもとで、結局は敗北を余儀なくされた。このように、グランウィック社争議は、組合指導層の後退と妥協のもとで敗北したにもかかわらず、カラード労働者がイギリス労働運動の支援を受けて闘ったものであることが明らかにされている。

以上の人種産業争議の展開の分析と、労働組合の人種政策の展開の分析を関連させてみると、いろいろなことが考えられる。それは、第一に、マンスフィールド下着製造工場の争議の分析と、七四年のTUCの人種政策の転換を促したひとつの要因が人種産業争議の展開であったという指摘から、カラード労働者の組織運動がイギリス労働組合運動で認められるのは、基本的にはカラード労働者自身の闘いによるということ、第二に、ミッドランド鋳造工場の争議にみられるように、カラード労働者の組織的運動がイギリス労働組合のおくれた側面をのりこえて進むということ、第三に、労働組合のナショナル・センターが正しい人種政策をもつことによって、人種的争議におけるイギリス白人とカラード移民の共同闘争が促進され、ここに人種差別克服のひとつの基盤があること、等々である。

以上が、若干のコメントをしながらの本書の内容の紹介であるが、この紹介からもわかるように、本書の特徴は、第一に、すでにふれたように、本書がイギリスの移民労働者の通史になってい

ること、第二に、カラードのイギリスへの流入が人口統計的に分析され、イギリスでのかれらの差別の実態が雇用問題を中心に明らかにされていること、第三に、従来のイギリス労働運動史研究に対する厳しい批判をふまえて、労働組合の人種政策の展開が分析されていること、そして第四に、人種騒擾と人種産業争議の事例が個別的にとりあげられて、その展開が具体的に跡づけられていることである。おそらく本書は、現在手にしうるイギリスにおけるカラード移民に関する資料に基づいて、さしあたって明らかにしうる諸問題を広範囲に叙述しているものといえよう。したがって本書は、現代イギリスの移民労働者に関する先駆的研究であり、これからの研究にとってぜひとも必要となる礎を築いた研究であろう。著者は「あとがき」で、七四年にイギリス労働運動研究のためにイギリスに留学した際に、「イギリスは多民族国家ではないかと実感した。イギリスが多民族国家であることを知る人は、わが国では少ないと思う」と書いているが、評者もそうであるが、本書の読者の多くは、著者のそうした実感に納得し、イギリスが多民族国家であるという認識をリアルに得るにちがいない。そういう意味で、本書は、現代イギリスの移民労働者に関するこれからの研究の礎となるばかりでなく、現代イギリスの理解には避けない研究であるといえる。

(B5判 六七頁 一九八八年七月 明石書店 五〇〇〇円)

(神戸大学教育学部教授)